

平成 29 年 11 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 要 興 業  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 居 秀 三  
(コード番号：6566 東証市場第二部)  
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 部 長 村 木 宣 彦  
( TEL. 03-3986-5352)

新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関する  
取締役会決議のお知らせ

平成 29 年 11 月 21 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所市場第二部への上場に伴う公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分並びに当社株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による新株式の発行（一般募集）の件
  - (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 1,000,000 株
  - (2) 募集株式の払込金額 未定（平成 29 年 12 月 6 日の取締役会で決定する。）
  - (3) 払 込 期 日 平成 29 年 12 月 24 日（日曜日）
  - (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、平成 29 年 12 月 14 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (5) 募 集 方 法 発行価格での一般募集とし、野村証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社及び株式会社 S B I 証券を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この新株式の発行を中止する。
  - (6) 発 行 価 格  
( 募 集 価 格 ) 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成 29 年 12 月 14 日に決定する。）
  - (7) 申 込 期 間 平成 29 年 12 月 15 日（金曜日）から  
平成 29 年 12 月 20 日（水曜日）まで
  - (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
  - (9) 株 式 受 渡 期 日 平成 29 年 12 月 25 日（月曜日）
  - (10) 前記各項を除くほか、この新株式の発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
  - (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 公募による自己株式の処分（一般募集）の件

- (1) 募集株式の数 当社普通株式 1,000,000株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1.における募集株式の払込金額と同一とする。）
- (3) 払込期日 平成29年12月24日（日曜日）
- (4) 募集方法 処分価格での一般募集とし、野村証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社及び株式会社SBI証券を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は処分価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この自己株式の処分を中止する。
- (5) 処分価格 未定（上記1.における発行価格と同一とする。）  
（募集価格）
- (6) 申込期間 上記1.における申込期間と同一である。
- (7) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (8) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (9) 前記各項を除くほか、この自己株式の処分に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- |                 |  |            |
|-----------------|--|------------|
| (1) 売出株式の種類及び数  | 当社普通株式   | 2,476,300株 |
| (2) 売出人及び売出株式数  | 東京都豊島区<br>藤居 秀三                                  | 820,000株   |
|                 | 東京都足立区<br>藤居 千恵子                                 | 506,300株   |
|                 | 東京都中央区<br>中島 和子                                  | 300,000株   |
|                 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号<br>野村ホールディングス株式会社               | 200,000株   |
|                 | 千葉県船橋市<br>荒井 昇                                   | 150,000株   |
|                 | 東京都足立区<br>吉田 幸子                                  | 100,000株   |
|                 | 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号<br>日本生命保険相互会社                  | 100,000株   |
|                 | 東京都文京区小石川四丁目22番2号<br>大星ビル管理株式会社                  | 100,000株   |
|                 | 東京都文京区小石川四丁目22番2号<br>大星ビルメンテナンス株式会社              | 100,000株   |
|                 | 東京都千代田区内幸町一丁目2番1号<br>みずほキャピタル株式会社                | 100,000株   |
| (3) 売 出 方 法     | 売出価格での一般向け売出しとし、野村証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。 |            |
| (4) 売 出 価 格     | 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）                          |            |
| (5) 申 込 期 間     | 上記1.における申込期間と同一である。                              |            |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1.における申込株数単位と同一である。                            |            |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (7) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による新株式の発行及び上記2.の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

#### 4. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 671,400株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目9番1号  
野村證券株式会社 671,400株
- (売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本株式売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、平成29年12月14日（発行価格等決定日）に決定される。）
- (3) 売出方法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売出価格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申込期間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による新株式の発行及び上記2.の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

#### 5. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の数 当社普通株式 671,400株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1.における募集株式の払込金額と同一とする。）
- (3) 申込期日 平成30年1月22日（月曜日）
- (4) 払込期日 平成30年1月23日（火曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、平成29年12月14日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割当方法 割当価格で野村證券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (7) 割当価格 未定（上記1.における引受価額と同一とする。）
- (8) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記4. のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分並びに株式売出しの概要

#### (1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数 普通株式 2,000,000株

(新株式発行 1,000,000株

自己株式処分 1,000,000株)

② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による株式売出し 2,476,300株  
オーバーアロットメントによる株式売出し

671,400株

(※)

(2) 需要の申告期間 平成29年12月7日(木曜日)から  
平成29年12月13日(水曜日)まで

(3) 価格決定日 平成29年12月14日(木曜日)

(募集価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格  
で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成29年12月15日(金曜日)から  
平成29年12月20日(水曜日)まで

(5) 払込期日 平成29年12月24日(日曜日)

(6) 株式受渡期日 平成29年12月25日(月曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる株式売出しは、公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による株式売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる株式売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる株式売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である藤居秀三以下「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年11月21日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式671,400株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、平成29年12月25日から平成30年1月16日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる株式売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	14,200,000株
公募による増加株式数	1,000,000株
第三者割当増資による増加株式数	671,400株 (最大)
増加後の発行済株式総数	15,871,400株 (最大)

## 3. 増資資金の使途

今回の公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分における手取概算額 1,286,500 千円(\*)は、第三者割当増資による募集株式発行における手取概算額 434,731 千円(\*)と合わせて設備資金として 1,075,000 千円、投融資資金として 202,000 千円、借入金の返済資金として 363,000 千円を充当する予定であります。具体的には以下のとおりであります。

設備資金の内訳としては、分散している車両基地集約で効率化を図るための足立区入谷の不動産取得費用(解体費用含む)として 106,000 千円を平成 30 年 3 月期に充当する予定であります。需要が拡大している粗大ごみ処理業務に対応する鹿浜リサイクルセンター拡張建設資金として 789,000 千円(平成 30 年 3 月期に 150,000 千円、平成 31 年 3 月期に 639,000 千円)を充当する予定であります。同じく鹿浜リサイクルセンターにおける粗大ごみ選別プラント構築資金として 180,000 千円を平成 31 年 3 月期に充当する予定であります。

投融資資金の内訳としては、生ごみ処理施設の株式会社アルフォの第 2 工場新設に対する協業化を目的とする出資金として 202,000 千円を平成 31 年 3 月期に充当する予定であります。

借入金の返済資金の内訳としては、上記足立区入谷の不動産取得費用(解体費用含む)として充当した借入金の返済資金として 363,000 千円を平成 30 年 3 月期に充当する予定であります。

残額につきましては、将来における当社グループの成長に資するための支出及び設備資金として充当する方針ではありますが、当該内容について現時点で具体化している事項はなく充當時期は未定であります。

なお、具体的な充當時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定です。

\*有価証券届出書提出時における想定発行価格 700 円を基礎として算出した見込額であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

#### 4. 株主への利益配分

##### (1) 利益配分の基本方針

当社は利益配分について、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

##### (2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、一層の経営基盤の強化と業績の向上を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

##### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の増資後、増配又は株式分割等を行うことにより、積極的に株主への利益還元を実施いたしたいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
1株当たり当期純利益	5,207.01円	56.64円	55.64円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	300.00円 (-円)	300.00円 (-円)	300.00円 (-円)
実績配当性向	5.8%	5.3%	5.4%
自己資本当期純利益率	6.8%	6.9%	6.4%
純資産配当率	0.4%	0.4%	0.3%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産（期首・期末の平均）で除した数値であります。
3. 当社は、平成29年6月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、平成28年3月期の期首に当該分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 上記3.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、平成27年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、平成27年3月期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
1株当たり当期純利益	52.07円	56.64円	55.64円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	3.00円 (-円)	3.00円 (-円)	3.00円 (-円)

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 5. ロックアップについて

上記1. の公募による新株式の発行及び上記2. の公募による自己株式の処分並びに上記3. の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人かつ貸株人である藤居秀三、売出人である日本生命保険相互会社、大星ビル管理株式会社、大星ビルメンテナンス株式会社、荒井昇並びに当社株主である要興業社員持株会、株式会社三菱東京UFJ銀行、坂原謙二、株式会社みずほ銀行、藤居邦彦、藤居隆史、藤居睦子、松浦義忠、安藤雅弘、河野佳子、浅香園芸株式会社、株式会社エフビーエス・ミヤマ、株式会社丸十商店、木納孝、寺島哲四、戸部洋司、石原浩、西野善一朗、野村有俊、藤居一実及び村木宣彦は、野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年3月24日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、上記3. の引受人の買取引受による株式売出し及び上記4. のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成30年6月22日までの期間中は野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、上記1. の公募による新株式の発行、上記2. の公募による自己株式の処分、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及び上記4. のオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、平成29年11月21日開催の当社取締役会において決議された野村証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

## 6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。